

平成29年度負担金の額及び徴収方法

一般財団法人 中部貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

① 1営業所あたり1カ年（8カ月分）・・・・・・・・・・61,680円

② 1両あたり1カ年（8カ月分）・・・・・・・・・・9,400円

※今年度の1カ年分は平成29年8月～平成30年3月までの8カ月分ですが、平成30年度以降については、12カ月分の徴収となります。

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成29年2月1日現在の貸切バス登録車両数（営業所数）をもって、1カ年分（8カ月分）の負担金の額を算出し、請求します。

(2) 負担金の納付

上記（1）により算出した1カ年分（8カ月分）の負担金を一括納付願います。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとなります。

事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※1）
事業の分割、合併及び相続	欄外記載（※2）
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を納付していた場合には精算をしません。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。